

## 4 八世紀における賑給の意義と役割

### —飢疫記事からみた賑給制度—

藪井 真沙美

#### はじめに

日本律令国家における賑給制度とは、政府が稲穀などを一般公民を対象として支給する制度のことであり、即位、立太子、祥瑞出現などの国家の大事や慶事、または災害、飢疫などを契機として実施された。本報告では、この賑給制度について、律令制度が確立し、賑給制度が本格的に開始された八世紀を中心に、その実態を検討し、その意義について考察する。

賑給に関する研究は、これまでも重ねられてきたのだが、その先駆的なものに、瀧善成氏の「賑給・借貸制度に就て—日本社会政策史の一齣—」がある<sup>1</sup>。瀧氏の研究は、賑給制度を社会政策・救済制度として捉え検討したものである。また、賑給制度の包括的な実態の解明を目指したのが、舟尾好正氏の「賑給の実態に関する一考察」であり<sup>2</sup>、そこでは、賑給の契機を二大別した上で、賑給実施に関する数量的分析を行い、支給対象者や支給量など在地における賑給の姿が明らかにされた。舟尾氏の研究では、古代の賑給が、王化思想・徳治主義といった儒教的色彩を帯びること、また一方で在地支配者層が実施権を持ち、私的な支配力を強化・拡大する上で効果的であったこと、などが指摘されている。

舟尾氏の議論をうけて、一九八〇年代には賑給研究が活況を呈する。まず玉井英夫氏が賑給のイデオロギイ的側面に着目し<sup>3</sup>、寺内浩氏の「律令制支配と賑給」が、それを受けて、律令財政史研究の一環として、租税の運用面（経費論）から賑給を論じられている<sup>4</sup>。寺内氏は、八世紀にはイデオロギイ的性格を強く持っていた賑給が、九世紀には再生産機能を果たす飢疫民救済政策に変化し、つまりは勸農政策が消極的なものから積極的なものへと変化していったことを主張されている。この後も何点か賑給に関する

<sup>1</sup> 『史苑』9-1 1935

<sup>2</sup> 大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』 吉川弘文館 1976

<sup>3</sup> 玉井英夫「賑給について」（舟ヶ崎正孝先生退官記念会編『畿内地域史論集』舟ヶ崎正孝先生退官記念会 1981）

<sup>4</sup> 『日本史研究』241 1982

論文が発表されたが<sup>5</sup>、律令財政史の研究自体が下火になったこともあり、八・九世紀の賑給制度に関しては寺内氏の説が現在一応の通説となっている。

これまでの賑給に関する研究は、詔勅で明示される国家の大事・慶事による賑給と、天変地災による賑給を分析の対象としながらも、主として、史料の豊富な前者が主たる検討の対象となってきた。そのため、必然的に賑給に伴う王化思想や徳治主義などのイデオロギー的側面が強調されてきたのであるが、賑給の果たした意義を考えるならば、後者の天変地災に関する賑給もふくめて、賑給が人々の実際の生活にとって、どのような意味をもったかを明らかにする必要があるだろう。

そこで、本報告では、『続日本紀』など六国史に頻出する「某国飢。賑給之」といった単純な賑給記事を対象として、八世紀を中心に、古代の疫病や飢饉に際して、賑給がどのような意味をもったか、を考えることとしたい。

## 第一章 疫病と賑給

### 第一節 天平九年の疫病流行

『続日本紀』の記事の中で、契機が国家の慶事・大事以外での賑給の大半は、飢饉と疫病による賑給である。さしあたり、本章では、まず疫病の流行に際して、実施された賑給について検討してみたい。

表 1 は、福原栄太郎氏が作成した『続日本紀』にみえる疾疫記事一覧表を一部改変したものである<sup>6</sup>。全部で七十六例ある。網掛けしている項目は詔勅が発せられた記事であり、地域と内容の項で国名のみが記されているものは、「〇〇国疫」といった形式の記事である。記事をそれぞれ分類すると、七十六例の内、天下や諸国というように疾疫の流行が全国的なものが十六例、大宰府など一定の区域で把握されているものが七例、国単位で把握されているものが四十五例、その他が九例となる。

この表を一見して気づくことは、疫にたいする施策が前半では「給薬」（または「給医薬」）が圧倒的に多いのに対して、後半では賑給が大多数を占めている。このことについて、寺内氏は、薬の支給も「賑給」と記した、つまり単なる表記上の変化だと述べているが、例えば慶雲二年に諸国二十カ国で起きた疫の際には「加医薬」と「賑恤」が同時に行なわれており、表中には同様の例が他に二例ある。よって給薬と賑給は異なる施策と見る福原氏の意見が妥当であると考えられる。

<sup>5</sup> 高井佳弘「賑給の制度と財源一特に 8 世紀を中心として」（『史学論叢』10 1982）、山里純一『律令地方財政史の研究』吉川弘文館 1991 第 3 編第 5 章「賑給費」など。

<sup>6</sup> 福原栄太郎「天平九年の疫病流行とその政治的影響について」（『神戸山手大学環境文化研究所紀要』4 2000）

表 1 『続日本紀』の疾疫記事

元号	年	月	日	地域と内容	施策
文武	2	3	丁卯	越後	給医薬
	2	4	壬辰	近江・紀伊	給医薬
	4	12	庚午	大倭	賜医薬
大宝	2	2	庚戌	越後	遣医薬
	2	6	癸卯	上野	給薬
	3	3	戊寅	信濃・上野	給薬
	3	5	丙午	相模	給薬
慶雲	元	3	甲寅	信濃	給薬
	元	夏		伊賀・伊豆	給医薬
	2	是年		諸国二十	加医薬・賑恤
	3	閏正	庚戌	京畿・紀伊・因幡・参河・駿河	給医薬
	3	閏正	乙丑	天下疫病	禱祈神祇
	3	4	壬寅	河内・出雲・備前・安芸・淡路・讃岐・伊予	遣使賑恤
	3	是年		天下諸国疾疫	始作土牛大儺
	4	2	乙亥	諸国	遣使大祓
	4	4	丙申	天下飢疫。丹波・出雲・石見尤甚	加賑恤。奉幣帛諸社。京畿諸国寺読経。
	4	12	戊申	伊予	給薬
和銅	元	2	甲戌	讃岐	給薬
	元	3	乙未	山背・備前	給薬
	元	7	丁酉	但馬・伯耆	給薬
	2	正	戊寅	下総	給薬
	2	6	甲午	上総・越中	給薬
	2	6	辛亥	紀伊	給薬
	3	2	壬辰	信濃	給薬
	4	5	辛亥	尾張	給医薬
	5	5	壬申	駿河	給薬
	6	2	丙申	志摩	給薬
	6	4	乙未	大倭	給薬

養老	7	4	壬寅	大宰府言。日向・大隅・薩摩。兵役以後。時有飢疫	復三年
天平	5	是年		左右京・諸国（飢疫）	賑貸
	7	8	乙未	大宰府疫死者多	奉幣彼部神祇。為民禱祈。府大寺及別国諸寺。讀金剛般若經。遣使賑給。加湯藥。長門以遠諸國守若介。專齋戒道饗祭祀。
	7	8	丙午	大宰府言。管内諸国。疫瘡大發。百姓悉臥	免今年之調
	7	閏11	戊戌	災変数見。疫癘不已	大赦
	8	10	戊申	大宰府所管諸国（去冬疫瘡）	免田租
	9	4	癸亥	大宰管内諸国（疫瘡時行）	奉幣帛・部内諸社禱祈。賑恤貧疫之家・給湯藥
	9	5	壬辰	四月以来。疫早並行	山川禱祈。奠祭神祇。・禁酒斷屠・賑給・大赦
	9	6	甲辰	百官官人患疫	廢朝
	9	7	丁丑	大倭・伊豆・若狭（飢疫百姓）	賑給
	9	7	壬午	伊賀・駿河・長門（飢疫之民）	賑給
	9	7	乙未	天下（疫氣多發）	大赦
	9	8	甲寅	自春已来。灾氣遽發。天下百姓死亡實多、百官人等闕卒不少。	免租賦。百姓宿負公私稻
	9	是年		是年春。疫瘡大發。初自筑紫。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼没死不可勝計。	
	13	3	乙巳	頃年年穀不豊。疫癘頻至。	国分寺・国分尼寺建立
	19	4	己未	紀伊（疫旱）	賑給
天平勝宝	元	2	丙午	石見	賑給
天平宝字	4	3	丁亥	伊勢・近江・美濃・若狭・伯耆・石見・播磨・備中・備後・安芸・周防・紀伊・淡路・伊予	賑給
	4	4	丁巳	志摩	賑給
	4	5	戊申	頃者。疾疫流行。黎元飢苦。	賑給
	6	8	乙丑	陸奥	賑給
	7	4	癸未	壱岐	賑給
	7	5	癸丑	伊賀	賑給
	7	6	戊戌	摂津・山背	賑給
	7	8	辛未	飢疫・疾疫	左右京・五畿内・七道諸国。免田租

	8	3	癸卯	志摩	賑給
	8	4	辛未	淡路	賑給
	8	8	甲戌	山陽南海二道（旱疫）	
	8	8	丙子	石見	賑給
宝亀	元	6	甲寅	京師・畿内	京師四隅。畿内十堺祭疫神
	元	6	乙卯	京師（飢疫）	賑給
	元	7	戊寅	但馬	賑給
	2	3	壬戌	天下諸国	祭疫神
	3	6	癸亥	讃岐	賑給
	4	5	己丑	伊賀	遣医
	4	7	癸未	天下諸国	祭疫神
	5	2	壬申	天下諸国	一七日読経於天下諸国。攘疫気
	5	4	己卯	天下諸国	雖加医療。猶未平復。咸令念誦摩訶般若波羅蜜
	6	6	甲申	畿内諸国	遣使祭疫神於畿内諸国
	6	8	癸未	五畿内	祭疫神於五畿内
	8	2	庚戌	五畿内	遣使祭疫神於五畿内
	9	3	癸酉	畿内	於畿内諸界祭疫神
	11	3	乙酉	駿河	遣使賑給
	11	5	乙亥	伊豆	賑給
延暦	元	7	丙午	今年有疾。天殍之徒不少	大赦。加賑恤
	4	5	辛酉	周防（飢疫）	賑給
	9	11	己丑	坂東諸国（軍役・疫旱）	免今年田租
	10	5	乙丑	天下諸国（疫旱）	停節会

給薬と賑給が異なる施策であるとする、その転換は何を意味するのか。表 1 を見ると施策として、天平以前は給薬が多く、天平九年を最後として、給薬の例は見られなくなる。代わって、天平以降は賑給が多くなり、このことから給薬から賑給へ変化するのが天平期であることがうかがえる。では天平期に何が起きたのだろうか。福原氏が指摘しているのは、給薬の最後の例がある天平九年に起きた疫病流行である。そこで、天平九年の疫病について見てみたい。

天平九年の疫病流行については、服部敏良氏<sup>7</sup> や新村拓氏<sup>8</sup> などの研究があり、また医史学の面からも富士川游氏<sup>9</sup> などの研究が多く残されているが、ここでは詳細な検討

<sup>7</sup> 『奈良時代医学の研究』科学書院 1980

<sup>8</sup> 『日本医療社会史の研究』法政大学出版局 1985

<sup>9</sup> 『日本疾病史』平凡社 1969

は避けて、簡単にあらましを掴んでおくこととする。なお、繰り返し「天平九年」の疫病流行と述べたが、その二年前の天平七年にも大規模な疫病流行が起きていて、これまでの研究では、これら二つの疫病が関連付けられて考察されてきた。よって、天平七年から順を追って説明したい。

まず、『続日本紀』天平七年是歳条には

是歳。年頗不稔。自夏至冬。天下患豌豆瘡（俗曰裳瘡。）夭死者多。

とあり、夏から冬にかけて全国で「豌豆瘡」（俗に「裳瘡」と呼ばれる疫病が流行し、多数の死者を出したことが分かるが、実際その年の記事には八月丙午条に

大宰府言。管内諸国疫瘡大発。百姓悉臥。今年之間欲停貢調。許之。

とあるのを始めとして、閏十一月戊戌条には

詔。以災變數見。疫癘不已。大赦天下。自天平七年閏十一月十七日昧爽以前大辟罪以下。罪無輕重。已發覺未發覺。已結正未結正。及犯八虐。常赦所不免。咸赦除之。其私鑄錢。并強盜竊盜。並不在赦限。但鑄盜之徒宍入死罪各降一等。高年百歳以上賜穀三石。九十以上穀二石。八十以上穀一石。孝子順孫。義夫節婦表其門閭。終身勿事。鰥寡惻獨篤疾之徒不能自存者。所在官司量加賑恤。

とあることから、大宰府所部の西海道で流行が始まり、その後広まって、大赦する必要が生じるほどの大流行となったことが分かる。ちなみに「豌豆瘡」とは疱瘡のことであり<sup>10</sup>、現代の痘瘡、つまりは天然痘のことである。恐らく、前年十二月に帰国し、当年の二月に入京した新羅使によって大陸からもたらされたものであろうという見方が一般的である。天平七年に大流行した疫病は翌年には落ち着き、終息したかのようであった。しかしまた翌年の天平九年に至って再び大流行が起きるのである。

天平九年の流行もやはり九州から始まる。『続日本紀』天平九年四月癸亥条には

大宰管内諸国。疫瘡時行。百姓多死。詔奉幣於部内諸社以祈祷焉。又賑恤貧疫之家。并給湯藥療之。

とあり、四月には「疫瘡」と呼ばれる疫病の流行が大きなものになっている。この疫病はその後全国に広まり、各地で多くの死者を出したようである。そして最終的に『続日本紀』天平九年是歳条には

是年春。疫瘡大発。初自筑紫来。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼没死不可勝計。近代以来未之有也。

とあって、この流行が未曾有の規模で起きたということがよく分かる。

以上、『続日本紀』の記載から天平七・九年の疫病流行について通観したが、この疫病は、あまりにも大規模であったがために、『続日本紀』以外の史料にも多くの痕跡を残している。例えば、当時の史料としては大変珍しい疫病に対する治療法などを詳述した史料が典薬寮勘申と太政官符として二点残されている。典薬寮勘申は『朝野群載』巻

<sup>10</sup> 平安時代の医学書『医心方』では、疱瘡が「豌豆瘡」と呼ばれたことが分かる。

第二一「凶事」に収められており、次の通りである。

典藥寮勘申 庖瘡治方事

傷寒後禁食

勿飲水〈損心胞掌炙不能臥〉。

大飲食、病後致死。

又勿食肥魚膩魚膾、生魚類、鯉鮪蝦蛆鯖鱒年魚鱸。令泄痢不復救

又五辛食之、目精失不明、又諸生菜菓〈鬲上為熱(虫+侖)〉。

又生魚食之勿酒飲、泄利難治。又油脂物、難治。

又蒜与鱸合食、令人損。菘与鱸合食、病後發。

又飲酒陰陽復病、必死。食生菜陰陽復病、死。

病愈後大忌。大食飲酒、醉飲水〈汗出无忌〉。

傷寒豌豆病治方

初發覺欲作、則煮大黃五兩服之。

又青木香二兩、水三升、煮取一升頓服。又取好蜜通身麻子瘡上。

又黃連三兩、以水二升煮取八合、服之。又小豆粉、和鷄子白付之。

又取月汁、水和浴之。

又婦人月布拭小兒

豌豆瘡滅癩

以黃土末塗上。又鷹矢粉土干和猪脂塗上。又胡粉付上。又白(虫+蠶)末付之。又蜜付之。右依宣旨勘申。

天平九年六月 日

頭

右のように「庖瘡治方事」として食禁・治方の順で記載されている。

また、これに対応する太政官符は、『類聚符宣抄』第三「疾疫」に収められており、次のようにある。

太政官符 東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海等道諸国司

合臥疫之日治身及禁食物等事漆条

一、凡是疫病名赤斑瘡、初發之時、既似瘧疾、未出前、臥床之苦、或三四日、或五六日。瘡出之間、亦經三四日。支体府藏、太熱如燒。当是之時、欲飲冷水〈固忍莫飲〉。瘡入欲愈、熱氣漸息。痢患更發、早不療治、遂成血痢〈痢發之間、或前或後、無有定時〉。其共發之病、亦有四種、或咳喇〈志波夫岐〉、或嘔逆〈多麻比〉、或吐血、或鼻血。此等之中、痢是最急。宜知此意能勤救治。

一、以肱巾并綿、能勒腹腰、必令温和、勿使冷寒

一、鋪設既薄、無臥地上、唯於床上、敷簣席得臥息

一、粥饘并煎飯粟等汁、温冷任意、可用好之。但莫食鮮魚完及雜生菜菓、又不得飲水喫水。固可戒慎、其及痢之時、能煮韭葱可多食、若成赤白痢者、糯粉和八九、沸令煎、温飲再三。又糯糲梗糲、以湯饘喰之。若有不止者、用五六度、無有怠緩〈

其糲春碎、勿令全龜〉。

一、凡此病者、定惡飯食、必宜強喫、始從患發、灸火海松并擣塩屢含口中、若口舌雖爛、可用良之。

一、病愈之後、雖經廿日、不得輒喫鮮魚完生菓菜、并飲水及洗浴、房室、強行、步当風雨。若有過犯、霍乱必發、更亦下痢、所謂勢發〈更動之病、名曰勞發〉。愈附扁鵲、豈得禁斷、廿日已後、若欲喫魚完、先能煎炙、然後可食。余乾鰵・堅魚等之類、煎否皆良〈乾脯亦好〉。但鯖及阿遲等魚者、雖有乾腊、慎不可食。〈年魚者、煎炙不可喫〉。其蘇蜜并豉等不在禁例

一、凡欲治疫病、不可用丸散等藥、若有胸熱者、僅得人参湯。

以前、四月已來、京及畿内悉臥疫病、多有死亡、明知諸国伯姓亦遭此患、仍条件状、国伝送之。至宜写取、即差郡司主帳已上一人宛使、早達前所、無有留滯。其国司巡行部内、告示百姓。若無粥饘等料者、国量宜賑給官物、具状申送、今便以官印印之。符到奉行。

正四位下行右大弁紀朝臣 從六位下守右大史勳十一等壬生使主

天平九年六月廿六日

この官符では、病名が「赤斑瘡」とされており、天然痘以外の疫病（麻疹など）ではないかという議論もあるが<sup>11</sup>、本論では重要な点ではないので何らかの疫病ということにしておく。この官符は太政官から西海道を除く六道に宛てられたもので、七条にわたって治方や食禁について記載されている。注目すべきは最後の行に「今便以官印印之」とあることである。本来地方に発給する官符には内印、つまり天皇御璽が必要であるが、疫病の大流行を見た太政官が、内印請印の手続きを省略して、大至急で地方に下したものである。

以上、天平九年の疫病について概観してきたが、次節ではこの疫病流行における賑給について考察することで疫病対策としての賑給について検討してみたい。

## 第二節 天平九年諸国正税帳の検討

前節で見たように、天平九年の疫病流行は大規模なものであった。この疫病について検討するために、幸いなことに、天平期の史料として第一次史料である正税帳が残存している。正税帳とは、令制の公文書であって、諸国の収支決算書のことであるが、その豊富な情報量から当時の財政状況だけでなく、地方の状況一般に至るまで具体的に知ることができる秀逸な史料である。正税帳は、毎年各国で作成されるのだが、正倉院文書に現存するのは、二十余通となっている。その全てが天平期のもので、本節で考察する天平九年のものは五通あり、和泉監、駿河国、但馬国、長門国、豊後国の一監四国の

<sup>11</sup> 三井駿一「麻疹の歴史」（奥野良臣・高橋理明編『麻疹・風疹』朝倉書店 1969）



ものである。それぞれ畿内、東海道、山陰道、山陽道、西海道と地域が異なっており考察には好都合である。では、これら天平九年の正税帳五通について賑給を中心として検討し、疫病の影響と賑給との関係を考えていきたい。

まず、正税帳には、賑給以外にも、天平九年の疫病の痕跡がみえる。そのうちの第一は、すでに福原栄太郎氏が指摘されていることだが、公出挙の赤字が見られる点である。天平九年の公出挙の利率は五割である。よって、もし出挙稲を借りてから返稲するまでに死亡して返済を免除される百姓がいたとしても、およそ六十七%が利稲を加えて返済すれば赤字にはならない計算である。しかし、例えば和泉監正税帳では、三万束の本稲を貸し出したにもかかわらず、返ってきたのは本稲一万四六二八束、利稲七四六四束の計二万二〇九二束に過ぎなかった。本稲で考えると、半分以上が免除されているが、その内訳は死亡した「負死百姓」が五五三名分の一三〇六〇束、生存はしているが返済できない（死亡していたが死亡確認が取れず回収不能であったという可能性もある）「未納百姓」が一三八名分の二〇一二束となっている<sup>12</sup>。これは明らかに想定を超えた免除額であり、疫病による死亡者がかなり多数に上ったことが窺える<sup>13</sup>。

和泉監と同様の事態は、他の国でも起こっていたようで、公出挙の記載がある駿河国と豊後国でも赤字になっている<sup>14</sup>。また、長門国では『続日本紀』天平十年八月甲申条に「停山陽道諸国借貸。大税出挙如旧」とあるので、公出挙は実施されず無利子貸出しである借貸が行われていたが、長門国の借貸においても「債身死百姓」が計上されており<sup>15</sup>、多数の死亡者と未納者がいたことが分かる。

第二には、租の免除が行われている点である。『続日本紀』天平九年八月甲寅条には、  
詔曰。朕君臨宇内稍歴多年。而風化尚擁。黎庶未安。通旦忘寐。憂勞在茲。又自春已來災氣遽發。天下百姓死亡實多。百官人等闕卒不少。良由朕之不徳致此災殃。仰天慚惶。不敢寧處。故可優復百姓使得存濟。免天下今年租賦及百姓宿負公私稻。公稻限八年以前。私稻七年以前。其在諸国能起風雨為国家有驗神未預幣帛者。悉入供幣之例。給大宮主御巫。坐摩御巫。生島御巫及諸神祝部等爵。

とあって、疫病流行のために、田租の免除がなされるのだが、和泉監正税帳では、穴師神戸の「当年田租」が免除されたことがみえる<sup>16</sup>。その他の国では直接の記載はないが、田租収入と見なせる記載はなく、長門国では前年度と比較して動用穀が減少しているこ

<sup>12</sup> 『大日古』2-75。

<sup>13</sup> 福原栄太郎「再び天平九年の疫病流行とその影響について」（橋本正良編著『環境歴史学の視座』岩田書院 2002）、福原氏の研究では死亡率が30～50%に上るとされる。

<sup>14</sup> 駿河国の益頭郡では2万7900束の貸出しに対して本稲1万8444束、利稲9222束の計2万7660束の返稲。豊後国球珠郡では6212束の貸出しに対して4098束（本稲2732束、利稲1366束）の返稲。

<sup>15</sup> 『大日古』2-34。

<sup>16</sup> 『大日古』2-84。

とが明らかである<sup>17</sup>。不動倉の鑑について、同正税帳には「右、所以不進不動倉鑑者、依今年国裏疫病、不得加不動穀、仍不進上件鑑、如前」とあるが、これは田租が免除されたため新たな穀を加えることなかったため、不動倉の鑑を中央へ進上しないということであろう<sup>18</sup>。また、但馬国では「検校田租巡行」が行われているが<sup>19</sup>、実際に田租が収納された記載はない。恐らく、この巡行は、詔勅が伝達される以前に実施されたものではなかろうか<sup>20</sup>。よって、和泉監だけでなく全国で、八月の詔勅通りに田租の免除が実施されたと考えてよいだろう。

以上のように、天平九年の正税帳五通には、賑給以外の点においても疫病の痕跡が多々残っており、この疫病はまさに全国で流行していたと言えるが、次に、正税帳に記載された「賑給」項目そのものから、この疫病に際して実施された賑給の実態について、検討してみたい。

まず、和泉監正税帳、但馬国正税帳、豊後国正税帳には五月十九日の恩勅による賑給支出についての記載がある。この恩勅は『続日本紀』天平九年五月壬辰条に、

詔曰。四月以来。疫旱並行田苗焦萎。由是。祈祷山川。奠祭神祇。未得効驗。至今猶苦。朕以不徳実致茲災。思布寛仁以救民患。宜令国郡審録冤獄。掩骼埋骸。禁酒断屠。高年之徒。鰥寡惻独。及京内僧尼男女。臥疾不能自存者。量加賑給。又普賜文武職事以上物。大赦天下。自天平九年五月十九日昧爽以前死罪以下。咸従原免。其八虐劫賊。官人受財枉法。監臨主守自盗。盗所監臨。強盗窃盗。故殺人。私鑄錢。常赦所不免者不在赦例。

とみえる。『続日本紀』には、賑給の対象者を「高年之徒。鰥寡惻獨。及京内僧尼男女。臥疾不能自存者」と記しているが、各正税帳に見える対象者も高年や鰥寡惻獨などであり、詔勅の通りに賑給が実施されたものと考えられる。なお、和泉監正税帳では「僧」への賑給も記録されているが、詔勅で「京内僧尼」となっているものが、恐らく畿内にまで拡大されたものであろう<sup>21</sup>。

和泉監正税帳の首部には、右に挙げた五月の賑給の他に、四月二十一日民部省符による賑給と九月二十八日恩勅による賑給が記載されている。どちらも『続日本紀』に該当する記事はなく、また他の四カ国の正税帳にも同様の記載はないので、限定的に行われたものようである。ちなみに、和泉監正税帳は、首部（監全体）・大鳥郡・和泉郡・日根郡と分かれているが、四月二十一日民部省符による賑給は、日根郡のみに計上され

17 井上辰雄「長門国正税帳をめぐる諸問題」『正税帳の研究』塙書房 1967

18 『大日古』2-36。不動倉のカギ（鑑、匙）についての研究は村尾次郎『律令財政史の研究』吉川弘文館 1960、宮原武夫『日本古代の国家と農民』法政大学出版社 1973、山里純一「不動穀について」(『日本歴史』360 1978) 等

19 『大日古』2-63。

20 高垣義美「天平期における地方支配の一断面」（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集中』塙書房 1988）

21 『大日古』2-76。

ており、日根郡のみで実施されたことが分かる。なぜ一郡限定で賑給が行われたのかは定かでないが<sup>22</sup>、注目すべきはこの賑給が民部省符によって行われたことである。通常、疫病に際する賑給は、『養老令』公式令国有瑞条の「凡国有大瑞。及軍機。災異。疫疾。境外消息者。各遣使馳駢申上」という規定に基づいて、疫病の流行が国司から太政官に言上された後、太政官、もしくはさらに奏聞されて天皇の命によって実施されるものである。しかし四月の日根郡での賑給は、通常は関わらない民部省の命によって実施されている。これは、新たに民部省が賑給について担当することとなったのではなく、臨時の措置として考えられないだろうか。

天平九年の疫病の被害は、未曾有の規模で広がっており、太政官の構成メンバーまでが被害を受け、八月末の時点では三名のみとなっていた<sup>23</sup>。賑給が実施された四月には、房前が死亡しており、この時点で既に流行していたことは間違いない。よって推測ではあるが、通常太政官を通して実施される賑給も、疫病による混乱によって臨時に民部省を通して行われることになったのではないだろうか。これはつまり、賑給が通常の手続きを改変する必要があるほど緊急を要するものであったということであり、先に見た六月二十六日官符において、官印が捺されて発給されたことと同様であると考えられる。

但馬国正税帳は、首部の七断簡よりなっていて、その中に賑給についての記載が三件ある<sup>24</sup>。一件は五月十九日の恩勅による賑給であるが、あとの二件は『続日本紀』に現れない賑給である。その内一件は、「糟」を賑給したもので、もう一件は六月二十六日の太政官符によって、「粥饘料」を賑給したものである。六月二十六日官符は、先に見た『類聚符宣抄』所収の官符である。確かに七条の内の三条目には、粥饘を食すべき旨が記されており、粥饘料が無い場合には賑給するように命じられている。但馬国はこの官符に忠実に従ったようである。支給したものは「粥饘料」とあるので、粥饘そのものではなく、粥饘の費用にするための穎稻であろう。新村拓氏は『日本医療社会史の研究』の中で六月二十六日官符について、天平九年の凶作に触れて「官符の果たした役割ほどの程度評価できるものか。少なくとも最も苦しんだ飢疫の徒にとっては無に等しいものであったと考えてよい」と述べているが、粥饘料を「疫病之徒」へ支給したこの賑給と併せ考えると、この官符の役割もある程度評価できるのではないだろうか。

もう一件の賑給で支給された「糟」とは、酒粕のことである。しかし糟を支給する賑給は他の正税帳には、他に例がない。よって、但馬国独自で行われた賑給か、中央からの命令であったとしても限定的なものであったろう。糟を何に用いるかという点、東野治之氏が、酒が瘡の治療に用いられること、その代用品として酒粕も用いられることを

<sup>22</sup> 舟尾氏の研究では公出挙の未納率の高さから日根郡が特に困窮していたと指摘している（「古代の稲倉をめぐる権力と農民—和泉地方を中心として—」『ヒストリア』69・74 1975・1977）。

<sup>23</sup> 福原栄太郎「天平九年の疫病流行とその政治的影響について」前掲。

<sup>24</sup> 『大日古』2・55～66。

指摘されている<sup>25</sup>。天然痘でできる瘡治療のために用いられたものであろう。

但馬国のこれら二件の賑給は、どちらも対象者が「疫病之徒」であり、また支給物も疫病の治療に必要なものである。こうした賑給は、疫病対策として現実的なものであったと言えるのではないだろうか。

長門国正税帳には、和泉監や但馬国のように日付や詳しい支給量の分かる賑給についての記載はないが、「賑給高年并疫病徒穀振所入返納本倉二百九拾二斛四斗七升」が計上されており、「高年」や「疫病徒」への賑給が実施されたことは確かである<sup>26</sup>。長門国では『続日本紀』天平九年七月壬午条に

賑給伊賀・駿河・長門三国疫飢之民。

とあるので、疫飢民に対する賑給が行われたことは確実である。また、長門国は山陽道に属するので但馬国で実施された六月二十六日官符に基づく賑給も実施されたはずである。長門国正税帳に、この点についての直接の記載はないが、五月の恩勅による賑給が長門国でも実施されたとすれば、その対象者は「高年」であり、正税帳にみえる「疫病徒」は含まれない。よって必然的に五月の賑給以外に「疫病徒」を対象とした賑給が実施されたことになるが、こうした「疫病徒」を対象にした賑給が六月・七月に実施されたのであろう。

最後に豊後国であるが、豊後国には、天平九年の正税帳としては、唯一、賑給に際する国司巡行の記載がある<sup>27</sup>。一郡全ての記載が残る球珠郡部には国司部内巡行項目に、「参度賑給貧病人并高年之徒」と「壹度随府使賑給」の計四回の賑給が計上されている。この内の一度は五月の恩勅による賑給であり、また別の一度は『続日本紀』天平九年四月癸亥条に

大宰管内諸国。疫瘡時行。百姓多死。詔奉幣於部内諸社以祈祷焉。又賑恤貧疫之家。并給湯藥療之。

とある賑給のことであろう。「随府使賑給」とは、大宰府からの使者を伴う賑給であり、この四月の賑給に当たるのではないかと考えられる<sup>28</sup>。残りの二回分は明らかでないが、五月の賑給で支給した穀と当年の雑用支出穀が同額であるので、正税稲穀以外を用いた賑給であることは確かである。六月二十六日官符は、西海道に属する豊後国には下されていないので、それとは異なる賑給のようである。したがって豊後国でも和泉監や但馬国と同様『続日本紀』等、他の史料にはあらわれない賑給が実施されたと考えられる。

以上、四通の天平九年正税帳について賑給をみてきたが、そこで明らかになったことは、疫病の流行と同時に多くの賑給が実施されたということと、その対象者が主に「疫

<sup>25</sup> 東野治之「長屋王家木簡の醬・味滓請求文書」『長屋王家木簡の研究』塙書房 1996

<sup>26</sup> 『大日古』2・32～40。

<sup>27</sup> 『大日古』2・40～55。

<sup>28</sup> 野尻忠氏は府使が随行した理由について「貧病人が対象である場合のほうが、対象者選定に郡司の恣意が働きやすいため」とする。（同氏「律令制下の賑給使と地方支配機構」（『史学雑誌』110(9) 2001））

病之徒」といった疫病で苦しむ民衆であったということである。特に但馬国正税帳に見られる粥饘料や糟の支給による賑給からは現実的に救済しようとする政府の意志が感じられると思う。表 1 から見える「給薬」から「賑給」への変化は、天平九年の前代未聞な疫病の大流行によって数多くの死者を出す中で、当時として希少な医薬を多数の病人に支給することもできず、賑給という手段を採ることで、多数の民衆を救済しようとしたということではないだろうか。その結果、天平九年には賑給が多発し、その後も疫病流行の際には賑給が行われることになったと考えられる。

## 第二章 飢饉と賑給

本章では、飢饉に際しての賑給について、検討してみたい。まず『続日本紀』で飢饉の発生を示す記事を、『類聚国史』巻百七十三災異七の凶年の部の記事を参考にして、拾い出したところ、文武天皇元年～延暦十年の九十五年間に百四十一件の記事が認められた。この飢饉発生記事を統計、検討するためのデータとして、

- ① 年（年号・西暦）・月・日
- ② 内容
- ③ 国名（発生地域）
- ④ 施策

を抽出し、まとめたのが表 2 である。

周知のごとく、『続日本紀』の編纂過程は複雑であり、巻によって編纂方法の違いが多く見られる。特に前半と後半ではその違いが大きくなっている。前半は文武天皇元年から天平宝字元年までの六十一年間であるのに対して、後半は天平宝字二年から延暦十年までの 34 年である。前後半どちらも二十巻であるのかかわらず前半が後半の倍程度の年数の記事を収めているのだから、前半と後半では内容の精粗に差が出るのは当然のことと言えるだろう。こうした編纂過程を考慮に入れつつ、検討する必要があるのだが、ここからは『続日本紀』巻一～巻二十の前半二十巻のことを「前半部」、巻二十一～巻四十の後半二十巻のことを「後半部」と呼ぶこととする。飢饉の件数は全編を通して百四十一件であるが、そのうち、前半部には三十一件、後半部には百十件となっている。この件数の差については、実情を反映したものというよりはやはり前後半の精粗の差によるものと考えた方が妥当であると思う。

内容に関しては明らかに「飢」とだけ記されたものが多く、百四十一件のうち百十三件が「飢」である。これは「○○國飢。賑給之。」という記事のことであり、やはりこの形式の記事が飢饉の記事としては一般的であるということがわかる。他には「飢饉」が九件、「飢疫」または「疫飢」が八件、その他「飢荒」「飢寒」等が十一件となっている。使用する語句を変えることによって、異なった飢饉の状態を指しているかどうかと

ということについては判断できないが、「飢疫」「疫飢」のように飢饉と同時に疫病が流行していることが分かるものを除いて、ほぼ同じような飢饉の状態を指しているものであろう。

施策に関しては、「賑給」または「賑恤」が大部分を占めていることがわかり、その数は百三十二件である。その中でも遣使を伴うものが八件となっている。その他、臨時の無利子借貸のことを指すと考えられる「賑貸」が四件、「免調」や「免租」など租税免除が三件ある。頻出する「賑恤」の語については、先行研究においても「賑給」と混同されてきた語であって、また玉井氏の指摘する通り<sup>29</sup>、続日本紀の記事の中で同じような二件の暴風雨による損害、飢民発生に対して賑給・賑恤がそれぞれ行われていることから賑恤は賑給と同語義であるとして考えられる。よって、表からは前半部には賑恤、後半部には賑給が多いと見受けられるが、語句の変化から前半部と後半部で大きな変化が起こったとは考えられないであろう。

表 2 『続日本紀』の飢饉記事

	巻	元号	年	月	日	内容	国名	施策
1	1	文武	元	閏12	己亥	飢	播磨、備前、備中、周防、淡路、阿波、讃岐、伊予	賑給
2	2	大宝	2	9	辛巳	飢	駿河、伊豆、下総、備中、阿波	遣使賑恤
3	3	慶雲	元	4	甲戌	飢	讃岐	賑恤
4				5	庚子	飢	武蔵	賑恤
5			2	8	戊午	炎旱・飢荒	天下	大赦・賑恤
6			3	2	庚寅	飢	河内、摂津、出雲、安芸、紀伊、讃岐、伊予	賑恤
7				4	壬寅	飢疫	河内、出雲、備前、安芸、淡路、讃岐、伊予	遣使賑恤
8				7	己巳	飢	六道諸国（除西海道）	遣使賑恤
9			4	4	丙申	疫飢	天下	賑恤
10			4	和銅	2	3	辛酉	飢
11	5		3	4	己酉	飢	参河、遠江、美濃	賑恤
12			4	4	庚辰	飢	大倭、佐渡	賑給
13	6		6	4	乙卯	飢	讃岐	賑恤
14			霊亀	元	5	辛巳	飢	丹波、丹後

<sup>29</sup> 玉井英夫「賑給について」前掲。

平成 19 年度～平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号 19520574）研究成果報告書  
 時空間情報科学を利用した古代災害史の研究

15			5	乙巳	飢	摂津、紀伊、武蔵、越前、志摩	賑貸	
16	8	養老	3	9	丁丑	遭早飢荒	六道（?）	開義倉賑恤
17			5	3	癸丑	飢寒	左右両京及畿内五国・自余七道諸国	免調・停役
18			7	4	壬寅	飢寒	日向、大隅、薩摩	復三年
19	9	神亀	3	12	丁卯	飢饉	尾張	賑貸
20	11	天平	5	正	丙寅	飢饉	芳野、讃岐、淡路	賑貸
21				2	甲申	飢饉	大倭、河内	賑給
22				3	癸丑	飢	遠江、淡路	賑恤
23	12		9	7	丁丑	飢疫	大倭、伊豆、若狭	賑給
24				7	壬午	疫飢	伊賀、駿河、長門	賑給
25	17		19	2	戊辰	飢饉	大倭、河内、摂津、近江、伊勢、志摩、丹波、出雲、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路、讃岐	賑恤
26				5	癸巳	飢	近江、讃岐	賑恤
27			20	7	戊戌	飢	河内、出雲	賑恤
28				8	辛丑	飢	近江、播磨	賑給
29		天平勝宝	元	正	乙亥	飢	上総	賑給
30				2	庚子	旱蝗飢饉	下総	賑給
31	18		2	6	癸亥	飢	備前	賑給
32	22	天平宝字	4	3	丁亥	飢	上野	賑給
33	24		6	4	戊午	飢	遠江	賑給
34				4	癸亥	飢	尾張	賑給
35				5	壬午	飢	京師、畿内、伊勢、近江、美濃、若狭、越前	遣使賑給
36				5	丁亥	飢	石見	賑給
37				5	己丑	飢	備前	賑給
38				6	庚戌	飢	尾張	賑給
39			7	2	壬寅	飢	出羽	賑給
40				4	甲戌	飢	信濃	賑給
41				4	丙戌	飢	陸奥	賑給
42				5	戊午	飢	河内	賑給
43				6	戊寅	飢	尾張	賑給
44				6	丙戌	飢	越前	賑給
45				6	壬辰	飢	能登	賑給

平成 19 年度～平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号 19520574）研究成果報告書  
 時空間情報科学を利用した古代災害史の研究

46			6	丙申	飢	大和	賑給
47			6	戊戌	飢	美濃	賑給
48			7	丁卯	飢	備前、阿波	賑給
49			8	壬申	飢	近江、備中、備後	賑給
50			8	甲申	飢	丹波、伊予	賑給
51			8	戊子	飢	丹後	賑給
52			8	癸巳	飢民	阿波、讃岐	賑給
53			10	乙未	飢	淡路	賑給
54			12	己丑	飢	摂津、播磨、備前	賑給
55	25		8	正 甲寅	飢	播磨、備前	賑給
56				正 丙寅	飢	備中、備後	賑給
57			2	丙申	飢	石見	賑給
58			3	辛亥	飢	摂津、播磨、備前、備中、備後	賑給
59			3	丙辰	飢	出雲	賑給
60			4	辛未	飢	美作	賑給
61			4	癸未	飢	阿波、讃岐、伊予	賑給
62			8	辛巳	飢	多櫛	賑給
63	26	天平神護	元	2 乙丑	飢	和泉、山背、石見、美作、紀伊、讃岐、淡路、壱岐、多櫛	賑恤
64				2 丙子	飢	相模、下野、伊予、隠岐	賑給
65				3 癸巳	飢	伯耆	賑給
66				3 庚子	飢	伊賀、出雲	賑給
67				3 辛丑	飢	左右京	賑給
68				3 甲辰	飢	上野	賑給
69				3 丁未	飢	尾張、参河、播磨、石見、紀伊、阿波	賑給
70				4 乙丑	飢	美濃、越中、能登	賑給
71				4 甲戌	飢	常陸、武蔵	賑給
72				4 癸未	飢	駿河	賑給
73				4 戊子	飢	丹波	賑給
74				6 辛酉	飢	甲斐	賑給
75				6 戊辰	飢	備後	賑給
76	27		2	4 丙申	飢	淡路、石見	賑給
77				4 己亥	飢	和泉	賑給
78				6 乙未	飢	河内	賑給



平成 19 年度～平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号 19520574）研究成果報告書  
 時空間情報科学を利用した古代災害史の研究

79				7	庚辰	飢	多嶽	賑給
80				9	庚午	飢	志摩	賑給
81	28	神護景雲	元	正	己卯	飢	尾張	賑給
82				2	丙午	飢	淡路	賑給
83				2	丁酉	飢	山背	賑給
84				8	甲午	飢	志摩	賑給
85	29		2	7	庚辰	飢	壺岐	賑給
86			3	3	丁亥	飢	下総	賑給
87				3	己丑	飢	志摩	賑給
88	30	宝亀	元	4	辛丑	飢	對馬	賑給
89				6	乙卯	飢疫	京師	賑給
90				7	己巳	飢	土佐	賑給
91	31		2	2	丙申	飢	石見	賑給
92	32		3	9	戊戌	飢	尾張	賑給
93			4	2	壬子	飢	志摩、尾張	賑給
94				3	庚辰	大風人飢	近江、飛騨、出羽	賑給
95				3	己丑	飢急	天下	遣使、糶
96				3	壬辰	飢人	左右京	賑給
97				3	壬辰	大風民飢	參河	賑給
98			33		5	2	壬午	飢
99		2			己亥	飢	尾張	賑給
100		3			癸卯	飢	讃岐	賑給
101		3			丙午	飢	大和	賑給
102		3			戊申	飢	參河	賑給
103		3			辛酉	飢	能登	賑給
104		4			己丑	飢	美濃	賑給
105		4			甲午	飢	近江	賑給
106		5			壬寅	飢	河内	賑給
107		6			辛巳	飢	志摩	賑給
108		6			乙酉	飢	伊予	賑給
109		6			丁亥	飢	飛騨	賑給
110		7			辛丑	飢	若狭、土佐	賑給
111		7			戊午	飢	尾張	賑給
112		6			2	甲戌	飢	讃岐

113			5	癸卯	飢	備前	賑給
114			7	丙申	飢	参河、信濃、丹後	賑給
115			8	丙寅	飢	和泉	賑給
116	34		8	2	癸卯	飢	讃岐
117			6	癸卯	飢	隠岐	賑給
118			7	甲寅	飢	伯耆	賑給
119	35		10	7	庚寅	飢	駿河
120			8	己亥	飢饉	因幡	遣使賑恤
121	36		11	3	乙酉	飢疫	駿河
122			5	乙亥	疫飢	伊豆	賑給
123		天応	元	正	己卯	飢	下総
124	37	延暦	元	3	乙未	飢	武蔵、淡路、土左
125			6	乙丑	飢	和泉	賑給
126	38		4	5	辛酉	飢疫	周防
127			6	乙丑	飢饉	出羽、丹波	賑給
128			10	壬申	飢饉	遠江、下総、常陸、能登	遣使賑給
129	40		8	4	辛酉	饑餒者衆	美濃、尾張、参河
130			4	庚子	飢	伊賀	賑給
131			5	庚申	飢	安房、紀伊	賑給
132			7	乙卯	飢	伊勢、志摩	賑給
133			7	乙丑	飢	下野、美作	賑給
134			7	丁卯	飢	備後	賑給
135			9	3	辛亥	飢	伯耆、紀伊、淡路、参河、飛騨、美作
136			3	丙寅	飢	参河、美作	賑給
137			4	辛丑	飢	備前、阿波	賑給
138			4	乙丑	飢	和泉、参河、遠江、近江、美濃、上野、丹後、伯耆、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路	賑給
139			8	乙未	飢民	大宰府所部	賑恤
140			9	丙子	疾疫飢饉	左右京、畿内	免租
141			10	5	辛未	飢	豊後、日向、大隅、紀伊

以上がおおまなか特徴であるが、ここで『続日本紀』の飢饉記事について、確認しておきたいのは、飢饉の際の賑給が実際の飢饉被害を反映して実施されるということであ

る。戸令遭水旱条は、

凡遭水旱災蝗。不熟之处。少糧応須賑給者。国郡検実。預申太政官奏聞。

とあり、「水旱災蝗」により不熟である場合に、賑給が必要であれば国郡司が実検して、太政官に言上するように定められている。

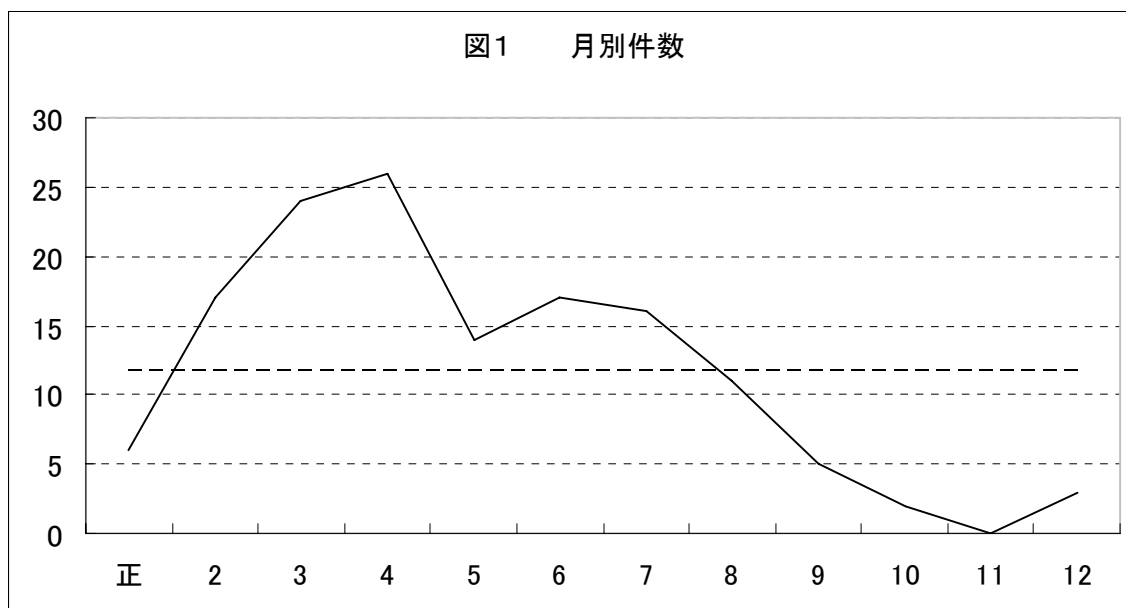
時代は下るが、『延喜式』太政官式には、

凡諸国申応賑給百姓者。具注歴名言上。不得直申其状。

凡遣賑給使。奏国解訖即仰式部。二日之内進擬使文。同日弁官修符請印。訖五日内使者発去。若致闕怠者。尋情勘当。臨時緩急之使亦同

とあり、国司が太政官に言上する際に、支給対象となる百姓の歴名を記すこと、太政官は国司からの解を受けてから 5 日以内に使者を発遣すること、が定められている。賑給が急を要することから迅速に処理するために、期限が切られているものと推測できる。飢饉に応じての賑給などは、それが発生するたびに処理される性質のものであるゆえ、『続日本紀』の飢饉記事と賑給記事は同時性の高いものであったと考えられる。すなわち、『続日本紀』の飢饉や賑給記事の月別分布は、当時の飢饉の発生状況に対応するであろう。

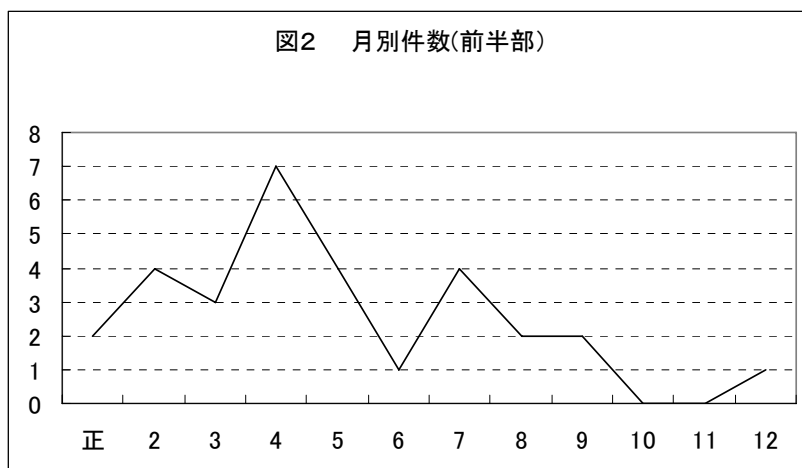
その上で、この表で注目したいのは、八世紀の飢饉の傾向、なかでも、飢饉の季節性である。まず、一覧表で示した五つの要素の内、①の年月から月に注目して月別に全四十巻分つまり百四十一件の集計を行った。その結果をグラフにしたものが図 1 である。件数は一つの記事を一件として、十二月に振り分けた。なお閏十二月の飢饉が一件あるが、これは十二月に数えた。このグラフから読み取れるのは次のようなことである。まず、月別の飢饉件数は、平均すると十一・七件程度であるが、一年の前半期には平均を上回って四月が頂点となり、その後下降に転じて八月には平均を下回り十一月に最低となる。これは飢饉が年間を通して一定の割合で起きているのではなく、飢饉には季節



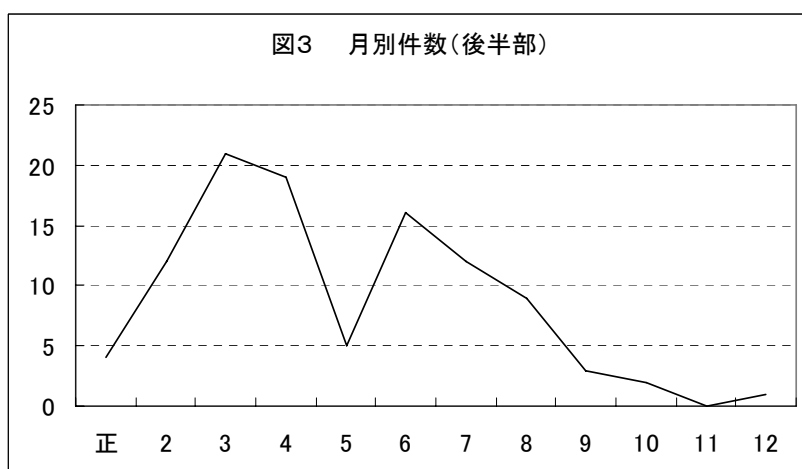
性があるって起きやすい季節と起きにくい季節があることを意味していよう。旧暦の季節でいえば春から夏にかけて飢饉が集中していると分かる。

前半部と後半部に分けてグラフを作成したものが図 2・3 である。件数の差によるところもあるが、若干形状が異なるように見える。しかし、一年の前半にピークがあるという点は共通であり、八世紀を通じて春から夏にかけて飢饉が起きやすいという状況は変化しなかったようである。

この「春から夏にかけて飢饉が起きやすい」という状況は八世紀に限ったものではないようである。田村憲美氏の研究によると、応永元年（一三九四）～天正二十年（一五九二）という室町から戦国期までの過去帳の分析の結果、中世においても春から初夏にかけて、飢えによる死亡が集中するという季節性の存在したことが、明らかにされている<sup>30</sup>。田村氏は中世のこの季節性について、「恒常的に端境期まで備蓄ができなかったこと、換言すれば、どの年でも秋期の収穫が絶対的に乏少であったこと」が原因であるとしているが、八世紀の飢饉についても同じことが言えるのではないだろうか。八世紀の場合でも、飢饉は、前年の不作によって、食糧の備蓄が尽きる春から夏にかけて起きやすいという見通しが成り立つだろう。



もう一つ、グラフを見て気づくことがもう一点ある。それは三・四月のピークの後五月になると急激に数値が下がるということである。特に図 1・3 の月別件数のグラフでは顕著である。この減少は



何を意味しているのだろうか。飢饉の発生件数が減少するということは、飢饉の原因である食糧不足が解消されるということであろう。しかし五月は稲穀の収穫期ではなく、稲穀の収穫により食糧が得ら

<sup>30</sup> 田村憲美「死亡の季節性からみた中世社会」『日本中世村落形成史の研究』校倉書房 1994

れたとは考えにくい。となると、稲穀以外のものの収穫により食糧不足が解消されたと考えられる。そして、米に代わる食料といえば雑穀類が想定される。その中でも、特に栽培が奨励されたのは麦であった。例えば『類聚三代格』養老七年八月廿八日官符では、大小麦の栽培が奨励されているが、この史料で重要な点は「多虧耕植至於飢饉」という状態を改善するために麦の栽培が奨励されているという点である。つまり、飢饉の予防には麦の栽培・収穫が効果的であるという認識が当時の政府に存在した。

なぜ麦が飢饉の予防になり得るのか。麦の栽培と聞くと二毛作が思い起こされるが、田稲を刈り取った後の田に麦を栽培する水田二毛作が普及するのは鎌倉後期以降である。また、水田とは別の畠地に夏作物と冬作物を作る畠地二毛作についても平安末期に展開するものとされている<sup>31</sup>。よって、八世紀の麦は一年に一度、水田とは別の畠地で栽培されるものであったといえる。では八世紀の麦の栽培はいつ行われ、何月に収穫されたのだろうか。

同じく麦作の奨励を命じた官符、『類聚三代格』弘仁十一年（八二〇）七月九日官符には、

太政官符

応種大小麦事

右檢太政官去天平神護二年九月十五日格稱。大納言正三位吉備朝臣真吉備宣。奉勅。麦者繼絶救乏。穀之尤良。宜令天下諸国勸課百姓種大小麦。即勒国郡司恪勤者各一人專当其事。其專当人名附朝集使申上者。今被大納言正三位藤原朝臣冬嗣宣稱。奉勅。今聞。黎民之愚棄而不顧。至有絶乏徒苦飢饉。或雖耕種既失其時。空費功力還不得実。是則国郡官司不慎格旨。授時乖方。此而從政誰謂善吏。月令云。仲秋之月乃勸種麦。毋或失時。其有失時行罪無疑。宜自今以後。始自八月勤令播種不得失時。自余事條一依前格。若有乖犯科違勅罪。

弘仁十一年七月九日

とあって、麦は八月に植えるべきだという旨が記されている。また養老七年の官符も八月に出されたものであって、政府が栽培を奨励した麦は秋蒔きの冬作麦であったことが分かる。こうした奨励策だけでは、実際に麦が栽培されていたかどうか疑わしいが、次の史料から八世紀の時点で実際に麦が栽培されていたことが分かる。

『日本靈異記』中巻第十の「常鳥卵煮食以現得悪死報縁」と題した説話には、「春三月」に「麦生いたること二尺ばかり」である様が描かれているが、これは明らかに奨励通りの冬作の麦である。この説話が天平勝宝六年（七五四）のものであるとされていることから、八世紀には実際に麦が栽培されていたと言えるのである。以上から八世紀には冬作の麦が栽培されていたと分かった。八月に植えられた冬作麦の収穫は五月頃になるので、八世紀の麦の収穫期は五月であったと考えられる。

<sup>31</sup> 木村茂光「大開墾時代の開発」『日本古代・中世畠作史の研究』校倉書房 1992

そうすると、五月にグラフの数値減少が見られることと五月が麦の収穫期であることは無関係であるとは考えにくい。三～四月には食糧不足が深刻化して飢饉が多発するが、五月になると麦の収穫によって食糧不足が解消され、その結果として飢饉発生が減少するのではなかろうか。もとより、『続日本紀』の飢饉記事と実際の飢饉の在りようが、どこまで対応するのか心許ないところもあるが、大まかな傾向として、古代でも春～夏に飢饉が集中するということと五月の麦収穫期には飢饉が急速に減少することが言えるのではないだろうか。

### おわりに

本報告では、賑給を取り上げるにあたって、これまでの研究で関心が薄いと感じられた飢疫時の賑給に焦点を当て、疫病と飢饉の二つの場合に分けて考察した。

現在の通説では、八世紀の賑給について、イデオロギー的側面が強調されているのだが、これは当時の王権の性質を考えるならば、ある意味当然のことであり、もとより、そうした性格をもつことを否定するものではない。ただし、以上の検討から見えてきたのは、疫病の大流行に混乱しながらも賑給を多発して、懸命に流行を抑えようとしたり、飢饉の発生に応じて速やかに対応を見せたりする律令政府の姿である。八世紀の賑給は、飢疫民救済の意義を持っていたと考えてもよいのではないだろうか。

藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割－飢疫記事からみた賑給制度－」2006年度岡山大学文学部卒業論文を改稿して収録